

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項および第2項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成25年2月27日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 パワーセンター大津 大津市萱野浦25番地30号他
- 2 提出された意見の概要 大津市からの意見
 - (1) 屋外広告物について、既設の看板内容を変更する場合および増設する際には、当課と協議すること。
 - (2) 駐車場を有料化する場合には、駐車場法に基づく届出を行うこと。
 - (3) 新設の荷さばき施設④への搬入車両入退場経路について、夜間、近隣住宅街を走行する場合は、徐行するなど騒音防止に努めること。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1
 - (2) 縦覧期間 平成25年2月27日から平成25年3月27日まで